

「環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案」 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

「環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

- （1）意見募集期間：令和7年9月4日（木）から令和7年10月3日（金）まで
- （2）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- （3）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム又は郵送

2. 提出された意見数

6意見

3. 御提出いただいた御意見と当該御意見に対する事務局の考え方

次頁から、御提出いただいた御意見と当該御意見に対する考え方を記載いたしました。

※御提出いただいた御意見は、事務局において一部内容を整理させていただきました。

※「環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案」以外の施策等に関する御意見については、御意見のみの掲載とさせていただきます。

●本政令案に係る御意見

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
1	公開期間の起算日について、同意がなされる日は、事業者等の恣意に係るものであることから、同意日ではなく公表日とするべき。	改正法において、環境影響評価に係る図書（アセス図書）の公開は、事業者の同意を得た上で行うこととされており、本政令案は、これを前提に、アセス図書の公開期間を定めるものです。 アセス図書は事業者の同意がなされてから公開されることとなるため、公開期間の起算日は事業者の同意を得た日とすることが適切と考えています。
2	環境影響評価書類等の公開期間を 30 年とすることは理解。一方、公開期間を長期にすることにより、その間に対象となる事業（発電所等）が廃止になるなど、事業者側が問合せを受けても十分に対応できないケースがあり得る。公開にあたっては、事業者側に過度な負担が生じないよう配慮いただきたい。	いただいた御意見は今後の環境影響評価に係る図書の公開の具体的な方法等の検討に当たり参考とさせていただきます。
3	公開図書の著作権侵害や、無断引用を懸念。公開にあたっては、環境省ホームページ上などで著作権の扱いをわかりやすく明示すべき。	いただいた御意見は今後の環境影響評価に係る図書の公開の具体的な方法等の検討に当たり参考とさせていただきます。
4	環境影響評価に係る書類等の公開に関し、政令で定める期間を事業者の同意を得た日から起算して 30 年とされることについては、後続事業者による活用および事業の透明性の向上・地域の理解醸成の観点から十分な期間が確保されているものとする。考える。 その上で、図書の公開が 30 年間という長期間にわたるものとなることを踏まえ、事業者から図書公開の同意を広く得るためには、公開図書に係る著作権法上の扱いや、環境影響評価制度上の位置づけを明確化するとともに、二次利用や内容に関する問合せ等の取扱に係る適切な運用ルールを定めて周知することが必要である。 ＜意見の理由＞ 環境影響評価手続完了後も図書が長期間公開されることから、公開図書に係る法的・制度的な位置づけや運用ルールが不明確なままでは、事後的に過度な負担が生じるなどの不安が払しょくしきれない。 事業者としても、本制度の趣旨を踏まえ、より良い環境影響評価制度の実現に貢献したいと考えているため、広く同意が得られ、事業者・利用者双方にとって有益な制度運用がなされるよう、明確かつ丁寧な運用ルールを検討・制定するとともに、十分な周知を実施いただきたい。	いただいた御意見は今後の環境影響評価に係る図書の公開の具体的な方法等の検討に当たり参考とさせていただきます。
5	環境影響評価図書の 30 年公開を、「事業者の同意を得た上で」とされているが、同意が無くても 30 年公開をするようにしてください。	アセス図書は事業者が作成し、保有するものであるため、環境大臣は事業者等の同意を得た上で公開することとしていま

No.	御意見	御意見に対する事務局の考え方
	＜意見の理由＞ 愛知県における火力発電所や風力発電所など、電力事業に関しては、Web での各図書の開示で、縦覧期間を過ぎるとみられなくなってしまう。縦覧期間内でも印刷ができないようにされています。数百ページの図書を、画面だけで読み取り、意見書を作成するのは大変な努力を強いられます。必要な部分を印刷ができるようにする必要があります。 武豊火力(現在は(株)JERA)では、2015 年 5 月の配慮書、2015 年 10 月の方法書、2016 年 12 月の準備書で、閲覧のみ、印刷やダウンロードはできず、3 回にわたり知事意見で批判されても変更しませんでした。2020 年 10 月の知多火力 7,8 号機の配慮書, 2021 年 3 月の方法書も同じであり、別箇所ではどう書いてあったか確認する作業は、いちいちページを開けて、新しいページを開く必要があり、時間もかかり、非常に手間をとることになります。いろいろ検討して意見を出すと言わんばかりです。即刻、ダウンロードでき、印刷できる設定とすべきです。 こうした現状に対し、県知事意見で方法書でも準備書でも、「印刷できるように、期間が過ぎても閲覧できるように」と指摘しても、全く無視され、わずか 8 ページ程度の「概要書」なるものが印刷可能になっただけです。このような現状を見ると、事業者が公開に同意しないとしか思われません。アセス図書は、事業者の社会への「公約」ですから、同意の有無にかかわらず、公開されるべきものと考えます。	す。いただいた御意見は今後の政策立案に当たり参考とさせていただきます。
6	環境影響評価図書の 30 年公開が提唱されているので、業界からの抵抗も多いはずなので、その確実な実施のための体制整備を求めます。 ＜意見の理由＞ 「環境大臣が、事業者の同意を得た上で、政令で定める期間(30 年間)、環境影響評価に係る書類等を公開できることとする規定を新設した。」とあり、「事業者の同意」、「公開できる」という弱さがありますが、法令で定める以上、その実施を確実にするよう、事務局の体制を明らかにしてください。 愛知県では、中部電力(円 JERA)など電力業界を中心に、環境影響評価図書の公開・コピーには抵抗が続き、配慮書、方法書、準備書の各段階で、知事意見で、図書の公開・コピーについて指導されながら無視していました。こうしたことがなくなるよう、知事意見の基本的内容を承知しないようならその後の手続きを中断したり、必要な条例改正をするなど、十分な行政指導をお願いします。	いただいた御意見も踏まえ、環境影響評価に係る図書の公開の着実な施行に努めてまいります。

●本政令案以外の施策等に関する御意見

御意見

- ・10年経過後の見直しといいながら、環境影響評価図書の30年公開しか出てこないのは疑問。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、配慮書への意見受付の義務化について検討してください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、環境影響評価対象事業の増加を検討してください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、アセス対象に道路事業に出入口・進入路追加を加えてください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、各州市の環境影響評価制度を確認して、環境影響評価法の公聴会の在り方を検討してください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、配慮書段階で費用分析を行なう制度としてください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、リニア新幹線工事による発生土については、各地の事例から、当初の環境影響評価は不十分だったとして、緊急に環境影響評価制度の見直しをしてください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、大気・騒音などの複雑な予測を、誰がどう審査するのか、事業者の照査方法の確立を検討し、ガイドライン等を作成してください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、評価書の内容を変更させる手続きを明確にしてください。
- ・環境影響評価図書の30年公開だけではなく、概要ではなく全ての意見への見解を丁寧に説明するようにしてください。